

マイナンバー導入による3つのメリット

1 公平・公正な社会の実現

- ・適正・公平な課税を実現。所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。
- ・年金などの社会保障を確実に給付。未払い・不正受給を解決します。



2 国民の利便性の向上

- ・年金や福祉などの申請で書類の添付が減ります。事前の書類取得必要なし。



3 行政の効率化

- ・行政手続きが正確で早くなります。各機関で作業のムダが削除され、手続きがスムーズに。
- ・災害時の行政支援にマイナンバーを活用。被災者台帳の作成などにより、迅速な行政支援を実現します。



平成27年10月から 市民の皆さん一人ひとりに マイナンバー(個人番号)が 通知されます



マイナンバー(個人番号)とは?

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。

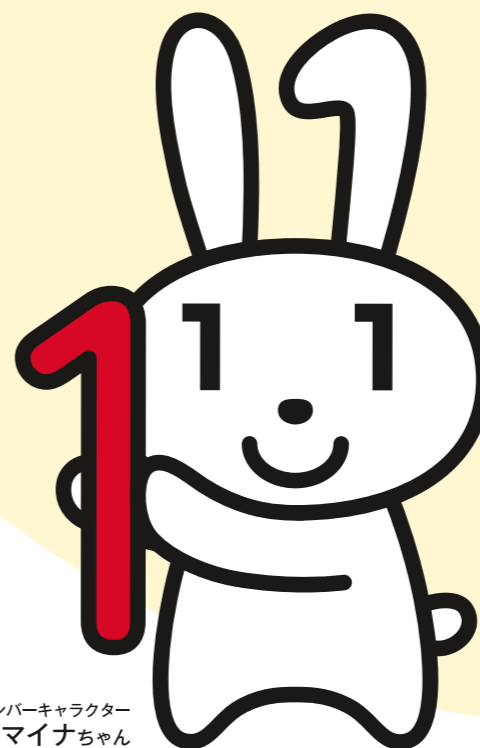
個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。

また、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。

マイナンバーで
もっと便利に暮らしやすく

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。

さらに、国や地方公共団体が分散管理する情報の連携がスムーズになり、さまざまなメリットをもたらします。

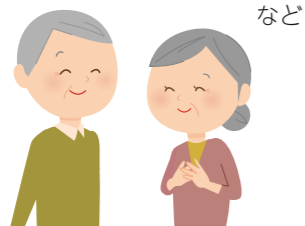


マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーは
こんな場面で
必要です

社会保障の手続き

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護など



税務関係の手続き

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ・都道府県、市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載など



災害対策

- ・防災、災害対策に関する事務
- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務など



例えば...

児童手当の現況届を提出するときにマイナンバーを提示

厚生年金を受け取る手続きでマイナンバーを年金事務所に提示

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載

マイナンバーのお問い合わせは
全国共通ナビダイヤル
☎0570-020-0178
平日9時30分～17時30分
(祝日・年末年始を除く)

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませので、大切にしてください。



平成29年7月
地方公共団体等も含めた
情報連携を開始
情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。

平成29年1月
個人ごとのポータルサイト
(マイナポータル)の運用開始
マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成28年1月
マイナンバーの利用開始
税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。
※年金の手続きでは平成29年1月から利用が開始されます。

平成27年10月以降
住民票の住所に通知
住民票を有する方(住民票がある外国人を含む)に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。

マイナンバー制度
実施の流れ